2023年出店条件

全般

1. 屋台の選択と位置については、カウンシルの決定が**最終的**です。
2. **チャッツウッドモールでの屋台の特定の場所の要請は検討されません。**
3. カウンシルのスタッフやその他の出店者、小売業者、一般の人々に対しては常に、**礼儀正しく敬意を持って**対応してください。失礼な行動や攻撃的また反社会的な行動は許容されません。
4. カウンシルは常に、チャッツウッドモール・マーケットに関する規則を変更または追加する権利を留保します。追加または変更は書面で通知されます。カウンシルが作成するチャッツウッドモール・マーケットのガイドラインおよび出店条件が**最終的**です。
5. 事前の連絡なくチャッツウッドモール・マーケットに現れない出店者は出店手数料全額を支払わなければならず、申請を取り消される場合があります。
6. 出店者には、キャンセル通知がフェスティバル・イベント担当者（Festival and Events Officer）にEメール（markets@willoughby.nsw.gov.au）で送信されるまで、マーケットの予約ごとに請求されます。キャンセルする日から少なくとも1週間前までに通知しなければなりません。
7. チャッツウッドモール・マーケットに数日出店しないことを求める出店者は、1週間前に書面（markets@willoughby.nsw.gov.au）で連絡しなければなりません。休業申請はケースバイケースで承認されます。
8. 同じ位置を確保するため、4週間以上の休業を依頼する常時出店者は休業の5週目から手数料を請求されます。
9. 出店者はカウンシルが手配したイスを使用することは認められません。自身のイスを用意してください。
10. 申請者が提出した、またはカウンシルが撮影した屋台の画像またはビデオは、カウンシルのマーケティング資料に使用される場合があります。
11. すべての出店者は、紙またはボール紙の飲食容器、木製または竹製の食器、紙製のストロー（ストローが不可欠の場合）、紙バッグと梱包を使用しなければなりません。**使い捨てのプラスチック容器の使用は認められません。**この規則に準拠しない場合は、準拠するまで取引の停止を求める命令を発します。これらの製品に関する詳細については、カウンシルに問い合わせてください。

新型コロナに関する健康と安全性

12. ソーシャル・ディスタンスが確保されない場合には、マスクの着用が推奨されます。
13. すべての出店者とそのスタッフには、自身と周囲の人々の健康と安全性を確保するため、新型コロナのワクチン接種が推奨されます。
14. ウィロビー市カウンシルはニューサウスウェールズ州公共健康命令（NSW Public Health Orders）に基づき、本規則を変更する権利を留保します。

申請

15. すべての出店者はカウンシルのオンライン申請フォームを送信し、申請が承認された後はカウンシルのオンライン予約システムで登録する必要があります。製造物賠償責任保険および第三者損害賠償責任保険の証書に加え、出店予定の製品の写真および／またはメニューも添付してください。該当する場合は、すべての食品屋台に関する文書も申請の際に提出する必要があります。これらの項目が完全でない場合には、申請は却下されます。
16. チャッツウッドモール・マーケットは政党や政治運動、政治的組織からの申請のほか、プロモーションや会社型の屋台の申請は受け付けません。

屋台

17. 労働安全衛生上の理由から、食品屋台の出店者は3mx3m以内で自身の大テントを使用する必要があります。
18. 出店者は、カウンシルの事前承認がない場合、その営業を屋台エリアの境界内に限定するものとします。

商品とサービス

19. 出店者は、カウンシルの書面による同意がない限り、申請書に記載された品目から販売する商品の種類を変更することはできません。
20. スプルーキングやマイクの使用は禁止されます。
21. 玩具の武器の販売または展示は決して認められません。
22. カウンシルは、申請書またはマーケット会場で自身またはその商品を虚偽表示した出店者を、返金や償還請求なしに排除する権利を有します。
23. 看板の表示は出店者の**業務や商品、現在の価格**に限定されます。

手数料、返金およびキャンセル

24. 請求書は、カウンシルのオンライン予約システムを通じて予約時に作成されます。
25. 出店料は各マーケット開催日の1週間前に支払う必要があります。キャンセルによる返金はありません。各マーケット日の前に支払われない場合、カウンシルは屋台を別の出店者に割り当てます。
26. 出店者が1週間未満の通知で出店をキャンセルする場合、出店料を支払わなければなりません。
27. 出店者が病気のため出店をキャンセルする必要がある場合、医師の診断書をウィロビー市カウンシルに提出することで、将来の出店料に振り替えることができます。
28. チャッツウッドモール・マーケットはほとんどの気象条件下で実施されますが、緊急事態のために必要な場合、または危険な状況が存在すると合理的に判断される場合、カウンシルはチャッツウッドモール・マーケットのあらゆる部分をキャンセル、閉鎖、または変更する場合があります。こうした場合のキャンセル、閉鎖または変更について、出店料は返金されません。

電気機器

29. カウンシルは出店者に配電盤や照明を提供しません。会場で使用する追加の機器は申請書に記載し、カウンシルの承認を得る必要があります。許可される追加機器の数または種類には制限がある場合があります。
30. すべての電気機器（ラジオ、照明など）は、「Australian Standard AS/NZS 3760-2010: In-service safety inspection and testing of electrical equipment（オーストラリア規格AS/NZS3760-2010；使用中の電気機器の安全性審査および検査）」に従って、少なくとも12ヵ月に1回、出店者の負担で認定電気技術者による検査を受け、標識を付けられる必要があります。
31. 2つの屋台間で10アンペアの回路が共有されます。追加の電力は供給されず、発電機の使用は認められません。

車両管理と営業

32. チャッツウッドモール・マーケットは、**午前9時から午後9時**まで営業します。カウンシルが提供する屋台を使用する出店者は、この期間中ずっと営業しなければなりません。
33. 搬入のための車両のアクセスは、ビクターストリートからに限られ、午前7時30分から午前9時までとします。出店が認められた申請者全員に地図と出店案内書を送付します。これらの時間外に車両を会場内に放置することはできず、カウンシルの担当者によって罰金が課されます。すべての車両は午前9時30分までに会場から退出してください。
34. 出店者は、場内では時速5km以下で走行し、ハザードランプを点灯しなければなりません。
35. 出店者は午後9時までに営業を中止しなければなりません。照明やその他の電気製品の電源は**午後9時30分ちょうど**に切られます。
36. 搬出のための車両のアクセスは、午後9時以降、またはカウンシルのスタッフが安全と判断した場合に限られます。車両を一晩中会場内に放置することはできません。すべての車両は午後10時30分までに会場外に退出しなければなりません。
37. モール内を走行するすべての車両には、カウンシルのスタッフが同乗しなければなりません。
38. 出店を許可された申請者にカウンシルの駐車場の駐車パスが発行されるため、マーケット開催期間中は車両に

掲示します。場所は出店を許可された申請者に通知されます。違反行為については、カウンシルの担当者によって罰金を課される可能性があります。

39. 2日間営業する出店者は、重しを付けて固定した3mx3mの大テントを自己責任で一晩中会場に置いておくことができます（貴重品は置かない）。夜間の警備はありません。

ごみ・廃棄物

40. 出店者は、営業終了時に出店場所からすべてのゴミやその他の物品を片付け、そのエリアを清潔で整頓された状態にしておかなければなりません。これらの条件に違反していることが判明した出店者は、カウンシルのコンプライアンス責任者によって罰金を課される可能性があります。
41. 出店者はゴミをすべて持ち帰ってください。出店者は公共のゴミ箱を使用することはできません。
42. **油、水、その他の液体廃棄物**を排水溝や植え込みに流すことは認められません。営業終了時に機器を清掃することは認められません。違反した場合は罰金が課されます。

免責と保険

43. 出店者は、ウィロビー市カウンシルとその職員および請負業者に対し、本契約の対象となる活動中に発生した、実際的または間接的な、あらゆる種類の損失、損害、傷害から免責するものとします。
44. 本契約の対象となる活動中、出店者は、出店者およびそのスタッフ、請負業者、または出演者の過失によって引き起こされた、実際的または間接的な、あらゆる種類の損失、損害、傷害に対して責任を負うものとします。

損害賠償保険に関する
ガイドライン

すべての出店者は、第三者損害賠償責任保険および製造物賠償責任保険の証書を提出しなければなりません。申請書とあわせて提出する証明書に以下の詳細が含まれていることを確実にしてください。

- 証書は書面形式である必要があります。
- 保険証書の実物が必要です。保険証券付属明細表または番号のコピーは受け入れられません。
- 証書は、オーストラリアで一般保険事業を行う認可を受けている保険会社が発行するものでなければなりません。
- 文書は、リスクを負う保険会社のレターヘッドに記載されている必要があります。ブローカーまたは代理店が作成した証書は、ブローカーまたは代理店に保険を適用する権限を付与する保険会社からの文書が追加で提供される場合にのみ受け入れられます。あるいは、証書に正式にイニシャルが記された保険会社の押印を伴う場合もあります。
- 必ず保険証書番号が記載されていなければなりません。
- 書類に記載される「被保険者」は、カウンシルが取引している法人の名前と完全に同じであるか、その法人の名前を含む必要があります。登録商号は法人ではないため、その商号の下で営業する個人の名前がない場合には認められません。パートナーシップには、すべてのパートナーの名前を含める必要があります。登録企業は法人であるため、証書には完全な会社名が記載される必要があります。
- 保険証書は、本契約に関連し、カウンシルが関与する活動および／または資産を対象にする必要があります。
- 証明書に記載される事業は、本契約に関連し、カウンシルが関与する事業および／または資産と一致するか、明確に対象とする必要があります。
- 保険証書は、本契約に関連する契約の全期間を対象とする必要があります。契約期間中に保険が満了する場合は、補償の継続を保証するための措置を講じる必要があります。
- 保険証書では、マーケットが開催される地域を含む範囲を明記する必要があります。
- 保険証書にはウィロビー市カウンシルが利害関係者として記載されている必要があります。
- 保険証書の最低補償限度額は、20,000,000ドル（食品屋台）および10,000,000ドル（その他）でなければなりません。

食品屋台に関するガイドラインおよび出店基準

チャッツウッドモール・マーケットで食品の販売を希望するすべての出店者は、以下のページに記載されているすべてのガイドラインと出店条件に同意し、遵守する必要があります。さらに詳しい情報が必要な場合は、カウンシルの食品監視員（Food Surveillance Officer）まで電話（9777 1000）で問い合わせてください。

屋台の出店申請に必要な書類

国家食品安全基準（National Food Safety Standards）への準拠を証明するには、申請書に以下の情報を含める必要があります。

- 各種機器の位置、各種プロセスが実行される場所を示す表示、食品の生産の流れを示す矢印を含む食品屋台の配置図。
- 製造および／または販売される食品の説明を含む、事業に関する文書。
- 使用される方法や機器、関連する食品の安全性や衛生事項など、出店予定の食品の調理に関するその他の関連情報。
- 食品の輸送および保管方法に関する詳細。
- ニューサウスウェールズ州食品局が要求する場合、事業者の食品安全監督者（Food Safety Supervisor）の証明書のコピー。
- 食品事業をウィロビー市カウンシル（http://www.willoughby.nsw.gov.au/community/food-businesses/food-business-registration/）に登録してください。

会場外での食品の準備

カウンシルは、高リスク食品を会場で調理し、顧客に新鮮な状態で提供することを望んでいるものの、それが現実的でない場合は、以下の文書が提出されることを条件に、他の場所での食品の調理を伴う申請を検討します。

- 関連する食品を会場で新鮮な状態で調理できない理由について説明する文書。
- 食品を調理する施設の住所と各種機器の配置を示す平面図、各種プロセスが実行される場所を示すラベル、および食品の生産の流れを示す矢印を含む文書。
- 素材や表面仕上げを含む、会場外施設の什器備品の説明。
- 会場の使用が現地のカウンシルによって許可されていることを裏付ける文書。
- 過去12ヵ月間の当該地域のカウンシルによる食品施設の検査報告書のコピー。

会場外の食品調理施設が新しく、食品施設の検査を受けていない場合、または適切な承認を得ているかどうか不明な場合は、現地のカウンシルに問い合わせてください。

家庭用キッチンにはサイズや設備、建築基準の点で一定の制限があり、低リスクで潜在的に危険性のない食品の調理にのみ適している場合があります。また、ペットや子供、ほこりを蓄積する可能性のある植物や家具、通常の家庭活動によって、食品の安全性が潜在的に危険にさらされる可能性があります。

食品屋台に関するガイドラインおよび出店基準

全般

1. 仮設の屋台は、屋根と三面が強化プラスチックシート、ビニール、またはその他の承認された素材で覆われたテントまたは類似のもので構成されなければなりません（または、以下のセクション2に準拠する屋根のない屋台）。

1.1. 適切な防水材を屋台の会場全体に敷設しなければなりません。

1.2. 屋台の入り口には靴をぬぐうためのマットを置く必要があります。状況によっては、カウンシルの裁量により、屋台内で靴カバーの使用が必要になる場合もあります。その場合、油がチャッツウッドモールの通路に付着するのを防ぐため、屋台の外に出る前に靴カバーを外す必要があります。

1.3. すべての出店者は、優れた品質の食品を提供しなければなりません。

1.4. すべての出店者は、マーケットの屋台や什器備品、設備を清潔で整った状態に保つことが求められます。

1.5. チャッツウッドモールに食品を一晩中放置することは認められません。

1.6. すべての出店者は、紙または厚紙の飲食用の容器、木製または竹製の食器、紙ストロー（ストローが必須の場合）、紙袋と包装を使用しなければなりません。そうしない場合には、これらが提供されるまでカウンシルが営業停止命令を発行することになります。これらの製品の詳細については、カウンシルに問い合わせください。

1.7. 調理または加熱を行う屋台には、ABE乾式**消火器**（赤に白の帯またはラベルが付いているもの）と適切な大きさの**防火用毛布**を用意する必要があります。これらは調理器近くのすぐにアクセスできる場所に保管される必要があります。

1.8. 消防機器は毎年試験され、「Australian StandardAS 1851-2012: Routine Service of Fire Protection Systems and Equipment'（オーストラリア規格AS 1851-2012:防火システムおよび設備の定期保守）」に従って、最新の標識が付けられている必要があります。

1.9. 会場にガスボンベを持ち込む場合は、**可燃性ガス2**の標識を屋台に目立つように表示する必要があります。

1.10. ガスボンベは屋外の換気の良い場所に保管し、常に立てた状態で持ち運んだり保管したりしなければなりません。LPGシリンダーの近くでガソリンや引火性液体、エアロゾルを保管または使用しないことが重要です。すべてのガスシリンダーは10年ごとに再検査し、検印を押される必要があります。詳細については、ニューサウスウェールズ州消防救助ウェブサイト上のLPGシリンダーの安全性チェックリスト（https://www.fire.nsw.gov.au/page.php?id=716）を参照してください。チェックリストに記載されている要件をすべて確実に順守してください。チェックリストはチャッツウッドモール・マーケットの出店者ガイドにも含まれているため、詳細とガイダンスについて参照してください。

1.11. **すべてのガスボンベの最大容量は9kgで、固定され、圧力がチェックされている状態でなければなりません。各屋台に一度に設置できるガスボンベは2つまでです。**

1.12. 複数のブランドがオーストラリアの安全基準を満たしていないため、携帯用ブタン調理器は許可されません。

食品の保護

2. 会場内で保管されるすべての食品（丸ごとの果物と野菜を除く）は、密閉容器に保管しなければなりません。

2.1. 食品（丸ごとの果物と野菜を除く）を、人々が公然と触れられる形で並べることは認められません。サンドイッチをディスプレイするタイプのカウンターや飛沫を防ぐ仕切り、または透明なプラスチックの仕切りなどの手段によって、屋台に物理的な障壁を設ける必要があります。グラッドラップなどの透明なプラスチックフィルムは、頻繁に持ち上げると効果がなくなり、破れてしまうため、使用は認められません。

2.2. ソースやマスタードなどの調味料はすべて、スクイーズタイプの容器に入れてください。

2.3. ストローや紙コップ、スプーンなどは、適切な容器に入れるか、その他の方法で汚染から保護する必要があります。

2.4. 紅茶やコーヒー、コーディアル、その他の飲料は、蛇口または注ぎ口を備えた密閉型またはフタ付きの容器から注ぐ必要があります。

2.5. 手袋を定期的に交換したり、手袋が汚れたり、損傷したりした場合に交換することを前提に、使い捨て手袋の使用が推奨されます。

食品屋台に関するガイドラインおよび出店基準

交差汚染

3. 生の食品から調理済みの食品への交差汚染を防ぐために、適切な措置を講じなければなりません。
3.1. 肉や鶏肉、魚介類は調理済みのものと未調理のものについて、別々の器具を用意する必要があります。
3.2. すべての食品は、上記のセクション2で規定されているように、密閉および／またはカバーをする必要があります。
3.3. 調理済みの肉、鶏肉、魚介類とサラダなどの食べられる状態になっている食品は、生の肉や鶏肉、魚介類とは別に分けて保管する必要があります。
3.4. 野菜を含む生の食品を扱った後は手を洗わなければなりません。

洗浄設備

4. 蛇口付きの飲料水の密閉容器（最小容量10リットル）を、手洗いに適したボウルとともに用意する必要があります。効果的な手洗いと衛生の確保には温水が必要です。この設備は、食器洗浄設備から分離されており、手や腕、顔を洗う目的にのみ使用するものとします。液体石鹸とペーパータオルを手洗い設備またはその近くに用意しておかなければなりません。
4.1. 食器や器具の洗浄が必要な場合に備えて、清潔な乾いたタオル、洗剤、消毒剤に加え、2つの適切なボウルまたは容器を用意する必要があります。
4.2. 包装済みの低リスク食品については、食品の安全性リスクが軽減されるため、特定の施設要件が免除される場合があります。詳細についてはカウンシルにお問い合わせください。
4.3. 廃水はすべて、営業終了時にまとめて容器に入れて密閉し、会場から除去する必要があります。

温度管理

5. 食品の中心温度を測定するため、デジタルプローブ温度計を用意する必要があります。
5.1. 屋台で調理されるすべての食品は、適切な保温または冷蔵陳列台が用意され、食品の温度が少なくとも60℃（温かい食品）または5℃未満（冷たい食品）に維持されない限り、即時に販売および消費されるものとします。
5.2. 生クリームやカスタード、トライフルまたはバクテリアの増殖を促進する類似の食品によって全体または一部が構成される、食べられる状態になっているまたは調理済み食品は、5.1で規定する冷蔵条件下で保管、輸送、陳列しない限り、終日屋台で販売することはできません。
5.3. ステーキやハンバーガーのパテ、フランクフルト、肉、鶏肉など、潜在的に有害な生の食品や生鮮食品はすべて、輸送中も含め、常に5℃未満に維持する必要があります。

調理

6. 直火バーベキューやクッキングプレートを含むすべての加熱調理器具は屋台内に設置し、粉塵による汚染や飛沫感染（人々の咳やくしゃみ）から適切に保護するものとします。
6.1. 調理器具や加熱器具は人々の手の届くところに置かず、適切な保護措置を講じなければなりません。
6.2. 丸ごとの果物や野菜ではない生の食品や調理された食品は屋台の外に陳列することはできません。
6.3. 調理が行われる場合は、熱、炎、飛沫から調理室の壁を保護するための適切な対策を講じなければなりません。

屋根のない食品屋台

7. テーブルまたはトレッスル・テーブルのみで構成される屋根のない食品屋台は、これらの基準で許可されている場合、密閉容器に入った工場で包装された食品（例：缶詰または瓶詰めのソフトドリンク、缶詰食品、または事前に包装されたジャム、チャツネ、ソース、ケーキ、ビスケット）の販売にのみ使用されるものとします。
7.1. 包装された牛乳や包装された乳製品、包装済みのアイスクリームを除き、生鮮食品を屋根のない食品屋台で販売することは認められません。これらはすべて、承認された低温保存手段を備えていなければなりません。
7.2. 生鮮食品を直射日光から保護するために、屋台を覆ったり、遮蔽したりするための対策を講じなければなりません。

食品屋台に関するガイドラインおよび出店基準

ラベル表示

8. すべての包装済み食品には、国家食品基準コード（National Food Standards Code）の規定に従って、ラベルが貼られていなければなりません（製品名、供給者の名前と住所、原材料、製造日と消費期限、栄養情報パネルなど）。

8.1. ラベル表示要件と栄養パネル計算を含む国家食品基準コード（National Food Standards Code）パート1.2のコピーは、オーストラリア・ニュージーランド食品規格ウェブサイト（www.foodstandards.gov.au）で閲覧可能です。

マーケットへの食品の輸送

9. マーケットで販売するすべての農産物や食料品、包装は、粉塵や害虫、その他の汚染源になる可能性が高いものを排除して輸送しなければなりません。加工用の丸ごとの果物、野菜、穀物は通常、温度管理下で輸送する必要はありません。

9.1. 保存時に温度管理が必要な食品や冷凍保存が必要な食品は、輸送中も厳密な温度管理や冷凍保存が必要です。食品によっては、食品グレードのプラスチックや、しっかりとフタが閉まるクーラー容器などの断熱容器が使用される場合があります。食品が容器の表面と接触する場合には、湿気を通さないようにする必要があります。車両の走行中または車両が無人の場合は、食品容器のフタを取り外さないでください。

廃棄物管理

10. 食品屋台の出店者は、添付資料に従って廃棄物管理計画を作成し、申請時に提出する必要があります。この計画には、廃棄物の種類と食品や飲料の提供に使用される容器、廃棄物の運搬先（リサイクルなど）を記載する必要があります。

10.1. 出店者はすべての廃棄物やゴミを持ち帰らなければなりません。営業終了時にすべてのゴミやその他の物品を除去し、その場所を清潔で整頓された状態にすることは出店者の責任です。ゴミを撤去しなかった場合には、罰金が課せられます。

10.2. 会場内の排水溝や植え込みに水や油、その他の液体を流すことは認められません。

すべての出店者は、上記のガイドラインおよび出店条件に加え、2003年食品法（Food Act 2003）、国家食品基準法（National Food Standards Code）、2011年労働安全衛生法（Work Health and Safety Act 2011）に含まれる規定を常に遵守する必要があることに留意してください。

ガイドラインおよび出店条件に従わない場合は、マーケットからの排除や罰金の支払および／または起訴の対象となります。